

令和 7 年度 原子力防災訓練実施要領

主 催

宮城県・女川町・石巻市
登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町

令和 7 年 1 0 月

目 次

I	令和7年度原子力防災訓練実施概要	1
II	項目別訓練実施要領	3
1	緊急時通信連絡訓練	3
2	県災害対策本部運営訓練	4
3	市町災害対策本部運営訓練	5
4	県現地災害対策本部運営訓練	6
5	オフサイトセンター運営訓練	7
6	緊急時モニタリング訓練	8
7	広報訓練	9
8	原子力災害医療活動訓練	10
9	住民避難等訓練	12
10	交通対策等措置訓練	15
11	原子力災害避難支援アプリ運用訓練	16

資料1	住民避難訓練マップ
資料2－1	住民避難訓練タイムライン
資料2－2	図上訓練タイムライン
資料3	中止判断基準

I 令和7年度原子力防災訓練実施概要

1 根 拠

- (1) 災害対策基本法第8条第2項（国及び地方公共団体による防災上必要な教育及び訓練の実施）
- (2) 同第48条（防災訓練義務）
- (3) 原子力災害対策特別措置法第5条（地方公共団体の責務）
- (4) 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕第2章第22節（防災訓練等の実施）

2 目 的

原子力災害発生時における関係機関の防災体制や相互連携にかかる実効性を確認するほか、各種計画やマニュアル等に基づく手順を確認するとともに、関係機関やその要員における原子力防災技術の向上や原子力防災に関する住民の理解促進を図るもの。

また、女川地域の緊急時対応を検証するとともに、訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出・改善を図るもの。

3 日 程

- (1) 図上訓練
令和7年11月11日（火）
- (2) 住民避難訓練
令和7年11月15日（土）
令和8年 1月24日（土）

4 場 所

女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町、避難先市町 等
詳細は別添資料1のとおり。

5 主 催

宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町

6 参加機関

指定行政機関（内閣府政策統括官（原子力防災担当）、原子力規制庁（女川原子力規制事務所）、総務省消防庁）、指定地方行政機関（東北管区警察局、総務省東北総合通信局、財務省東北財務局、厚生労働省東北厚生局、厚生労働省宮城労働局、農林水産省東北農政局、林野庁東北森林管理局、経済産業省東北経済産業局、国土交通省東北運輸局、国土交通省東京航空局仙台空港事務所、気象庁仙台管区气象台、海上保安庁第二管区海上保安本部、国土地理院東北地方測量部）、陸上自衛隊（東北方面総監部、第6師団司令部、第22即応機動連隊部隊、第6特殊武器防護隊）、航空自衛隊（第4航空団、航空救難団松島救難隊）、地方公共団体（山形県、福島県、仙台市、栗原市、大崎市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、川崎町、丸森町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町）、消防機関（石巻地区広域行政事務組合消防本部、登米市消防本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部）、指定公共機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本銀行仙台支店、東日本旅客鉄道株式会社、NTT 東日本株式会社宮城事業部、KDDI 株式会社東北総支社、株式会社NTT ドコモ東北支社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）、指定地方公共機関（公益社団法人宮城県バス協会、一般社団法人宮城県薬剤師会、公益社団法人宮城県トラック協会、宮城県道路公社）、医療機関（国立大学法人弘前大学放射線安全総合支援センター、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人東北大学病院、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター、日本赤十字社石巻赤十字病院）、関係機関（公益財団法人原子力安全技術センター、公益社団法人宮城県放射線技師会、宮城県倉庫協会、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、一般社団法人石巻薬剤師会、宮城県漁業協同組合、渡波漁船漁業協同組合、一般社団法人宮城県タクシー協会、シーパル女川

汽船株式会社、株式会社潮プランニング、網地島ライン株式会社、株式会社黄金バス、有限会社畳石観光、株式会社リーベン、株式会社 JDRONE、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合)、原子力事業者(東北電力株式会社)

7 訓練想定

(自然災害)

三陸沖を震源とした地震が発生し、県内の広い範囲で震度5強～6強を観測(女川町で震度6強)。その直後に大津波警報が発表され、各地域にて人的・住家被害が発生。避難者多数、土砂災害により孤立地域が発生した。

(原子力災害)

地震発生後、大津波警報発表に伴い、定格熱出力運転中の女川原子力発電所2号機を緊急停止。外部電源の喪失、機器故障によって原子炉冷却機能を喪失し、全面緊急事態に至る。その後、炉心が損傷し、放射性物質が放出され、各地点において一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められた状況になった。

(注) 女川原子力発電所では何重もの安全対策が講じられているが、訓練では、避難を必要とする事故を設定するために、通常では考えにくい原因により次々と装置が故障するといった内容を想定している。

基本的なタイムラインは、別添資料2のとおり。

8 訓練項目及び実施予定日

項 目	令和7年 11月11日	令和7年 11月15日	令和8年 1月24日
1 緊急時通信連絡訓練	○		
2 県災害対策本部運営訓練	○		
3 市町災害対策本部運営訓練	○		
4 県現地災害対策本部運営訓練	○		
5 オフサイトセンター運営訓練	○		
6 緊急時モニタリング訓練	○		
7 広報訓練		○	
8 原子力災害医療活動訓練		○※	○
9 住民避難等訓練		○	○
10 交通対策等措置訓練		○	
11 原子力災害避難支援アプリ運用訓練		○	○

※ 一部訓練は別日に実施予定

9 重点事項

(1) 原子力災害の事態進展に対応した災害対策本部の運営体制の確認

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態(〇 I L 2 確定後)を含む事態進展を想定した訓練を実施し、複合災害に係る被害状況の把握・情報共有、応急対策の検討・調整手順を確認する。

(2) 防護措置の対応方針の協議及び応急対策実施の手順確認

オフサイトセンターにおいて、関係機関との連携による防護措置の検討・調整等を行い、原子力災害合同対策協議会を通じて必要な情報共有、応急対策を実施する手順を確認する。

(3) 「女川地域の緊急時対応」等に基づく防護措置の手順確認・検証

「女川地域の緊急時対応」に取りまとめられた避難計画等に基づく避難及び一時移転等の防護措置について、実施手順の確認や検証を行う。

(4) 原子力防災に関する住民の理解促進

屋内退避・避難等の防護措置の実践のほか、住民のニーズに合わせた学習会の開催等により、原子力防災の重要性や防護措置の手順について、住民理解の促進を図る。

10 訓練評価の実施

訓練参加者に対するアンケート調査の実施、第三者機関による評価を行い、緊急時対応等の改善、強化を行うための具体的な教訓を抽出する。

11 訓練の縮小等

災害等の発生及び発生の恐れがある場合、訓練内容の縮小等を行うことがある。
中止判断基準は別添資料 3 のとおり。

Ⅱ 項目別訓練実施要領

1 緊急時通信連絡訓練

(1) 目的

緊急時における防災関係機関相互の迅速かつ正確な情報伝達体制の確立を図るとともに、防災業務従事者による通信設備や機器の運用方法についての習熟を図る。

(2) 参加機関

国、宮城県、県内全市町村、防災関係機関

(3) 訓練実施場所

国、宮城県庁、各市町村庁舎、女川オフサイトセンター、防災関係機関

(4) 訓練内容

イ 防災関係機関との通信連絡訓練

東北電力株式会社女川原子力発電所からの原子力事業者通報内容や、国の指示等に基づき原子力災害合同対策協議会で決定した応急対策の内容を、通信連絡系統に従い、迅速かつ正確に関係機関とメールや FAX 等により通信連絡を行うとともに、通信設備・機器の操作方法等の習熟を図る。

ロ テレビ会議システムを活用した指示伝達、情報共有

テレビ会議システムを活用して宮城県庁、各市町村庁舎、女川オフサイトセンター間で指示伝達、情報共有等の通信連絡を行うとともに、テレビ会議システムの操作方法の習熟を図る。

2 県災害対策本部運営訓練

(1) 目的

緊急時における県災害対策本部等の設置手順、運営方法及び指揮系統の確認、検証を図るとともに、原子力規制庁緊急時対応センター及びオフサイトセンターとの連携を確認する。

(2) 参加機関

宮城県、防災関係機関

(3) 訓練実施場所

宮城県庁

(4) 訓練内容

イ 県災害対策本部の運営

宮城県庁において、県災害対策本部を立上げ、本部会議を開催し、県災害対策本部長が各種応急事態対策の実施状況の報告を受けるとともに、県の担う住民防護活動等に関する事項を協議する。

ロ 防護措置の内容に関する情報の収集及び調整

県災害対策本部事務局において、原子力災害の事態進展に応じた住民防護活動等の実施に向け、国及び県現地災害対策本部と連携して情報収集及び各種調整等を行う。

3 市町災害対策本部運営訓練

(1) 目的

PAZ 及びUPZ を有する市町において、緊急時における市町災害対策本部等の設置手順、運営方法の確認及び指揮系統の確立を図り、オフサイトセンターとの連携を確認する。

(2) 参加機関

女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町

(3) 訓練実施場所

関係 7 市町庁舎

(4) 訓練内容

イ 市町災害対策本部の運営

各市町庁舎において、原子力災害の事態進展に応じた要員の動員、役割分担の確認、指揮系統の確立を図る。

ロ オフサイトセンターへの職員派遣

オフサイトセンターへ職員を派遣し、関係 7 市町災害対策本部との情報連絡、県現地災害対策本部との情報共有等を行う。

ハ 住民防護対策の実施

市町災害対策本部は、原子力災害合同対策協議会からの指示に基づき、市町の担う住民防護対策を実施する。

4 県現地災害対策本部運営訓練

(1) 目的

緊急時における県現地災害対策本部の設置手順、運営方法及び指揮系統の確認、検証を図るとともに、県災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会等との連携を確認する。

(2) 参加機関

宮城県、関係 7 市町

(3) 訓練実施場所

女川オフサイトセンター

(4) 訓練内容

イ 県現地災害対策本部の運営

オフサイトセンターにおいて、県現地災害対策本部を設置、本部員等を参集し、災害情報等の収集及び伝達手順を確認する。

ロ 原子力災害合同対策協議会、県災害対策本部等と連携した応急事態対策

原子力災害合同対策協議会、県災害対策本部及び市町災害対策本部と連携し、各種の応急事態対策実施に係る調整、支援を行う。

5 オフサイトセンター運営訓練

(1) 目的

緊急時における国の原子力災害現地対策本部の設置手順、運営方法の確認及び各機能班の活動内容について習熟を図るとともに、国、県及び関係 7 市町等が情報を共有し、対応に向けた調整を行う原子力災害合同対策協議会の設置手順、運営方法及び原子力規制庁緊急時対応センター等との連携を確認する。

(2) 参加機関

国、宮城県、関係 7 市町、防災関係機関

(3) 訓練実施場所

女川オフサイトセンター

(4) 訓練内容

イ 各関係機関との連携

オフサイトセンター内の各関係機関相互及び原子力災害合同対策協議会と各関係機関本部等との連絡調整を行う。

ロ 原子力災害合同対策協議会等の運営

緊急時活動レベル（EAL）や運用上の介入レベル（OIL）に応じた避難や屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の各種防護措置を検討するため、原子力災害合同対策協議会等を開催する。

ハ 各機能班の運営

原子力災害合同対策協議会で検討すべき事項を取りまとめるため、各機能班が必要な情報の収集や伝達、協議、調整等を行う。

ニ 防護措置に係る具体的対策の検討、調整

OIL2 を超過した UPZ 内の住民等を一時移転等させるため、県災害対策本部事務局等と連携して情報収集及び各種調整等を行う。

6 緊急時モニタリング訓練

(1) 目的

訓練参加機関と連携して緊急時モニタリングセンターの立上げ及び運営並びに緊急時モニタリング実施計画案の策定等の手順を確認する。併せて、緊急時モニタリングの実施及びモニタリング結果の解析等により技術の習熟を図る。

(2) 参加機関

宮城県、関係 7 市町、防災関係機関

(3) 訓練実施場所

女川オフサイトセンター、環境放射線監視センター

(4) 訓練内容

イ 緊急時モニタリングセンターの立上げ及び運営

- (イ) 緊急時モニタリングセンターの立上げ及び運営
- (ロ) 緊急時モニタリング実施計画案の検討及び指示書の作成
- (ハ) モニタリングデータの整理、妥当性の確認及び OFC 放射線班、県現地災害対策本部ほか関係機関への報告
- (ニ) モニタリング要員の被ばく管理及び交代要員の派遣依頼

ロ 緊急時モニタリングの実施

- (イ) モニタリングカー等による走行サーベイ
- (ロ) 可搬型モニタリングポストの設置や試料の採取
- (ハ) 放射線モニタリング情報共有システム（ラミス）への測定データ等入力
- (ニ) モニタリング要員の被ばく線量測定及び汚染検査

7 広報訓練

(1) 目的

住民等の適切な行動の確保と混乱防止を図るため、防災関係機関相互の緊密な連携の下、広報手段及び手順等の確認及び検証を行う。

(2) 参加機関

宮城県、関係 7 市町、海上保安庁第二管区海上保安本部

(3) 訓練実施場所

関係 7 市町、鮎川港沖

(4) 訓練内容

原子力発電所の状況や避難等の防護対策指示について、以下に示す多様な手段を用いて、住民等に応報を行う。

イ 市町防災行政無線

広報が必要な地域を検討し、当該地区に設置している防災行政無線により広報を実施する。

ロ 船舶及び広報車等

海上を航行する船舶や海岸に滞在している住民等に対し、船舶からの広報を実施する。陸上では、市町防災行政無線に加え、広報車等による広報も実施する。

ハ 携帯電話への緊急速報メール

該当地域に滞在する住民等に対し、適切な判断と行動を促すため、緊急速報メールを配信する。

ニ SNS

Facebook、X 等のソーシャルネットワークサービス（SNS）を利用し、周辺地域内外を問わず、防護措置に係る情報を提供する。

8 原子力災害医療活動訓練

(1) 目的

緊急時における円滑かつ適切な医療活動の実施のため、実施手順の確認、検証及び関係機関相互の連携確認を実施するとともに、避難退域時検査等の原子力災害医療活動に関する関係職員の技術の習得、住民理解の促進を図る。

(2) 避難退域時検査場所活動訓練

イ 参加機関

宮城県、登米市消防本部、国立大学法人東北大学病院、東北電力株式会社

ロ 訓練実施場所

登米市登米総合体育館、大崎市鹿島台中央野球場

ハ 訓練内容

OIL2 を超過した地域から一時移転等してきた住民等の車両に対して避難退域時検査を実施するため、避難経路上に避難退域時検査場所を設置し、汚染の基準値を超えた車両等の除染作業を行う。

(イ) 車両の検査及び簡易除染

UPZ 内から一時移転等してきた住民等が乗車する車両に対し検査を実施し、基準を上回る放射性物質の付着が確認された場合には、車両の簡易除染を行う。

(ロ) 避難住民の検査及び簡易除染

UPZ 内から一時移転等してきた住民等が乗車する車両に対し検査を実施し、基準を上回る放射性物質の付着が確認された場合には、当該車両に乗車している住民に対しサーベイメータによる検査を実施し、基準を上回った場合は簡易除染を行う。

(ハ) 汚染傷病者の搬送訓練

避難退域時検査場所で発生した、健康状態が悪くかつ簡易除染後も除染が必要な者（汚染傷病者）について、原子力災害拠点病院へ搬送することを想定し、消防への引き渡しを行う。

(3) 安定ヨウ素剤の緊急配布訓練

イ 参加機関

宮城県、関係 7 市町、一般社団法人宮城県薬剤師会、一般社団法人石巻薬剤師会

ロ 訓練実施場所

(イ) 一時集合場所等

自治体名	一時集合場所等
女川町	女川町役場
石巻市	向陽地区コミュニティセンター※
登米市	津山公民館、津山総合支所
東松島市	矢本東小学校、大塩小学校
涌谷町	短台集落センター、大谷地集落センター
美里町	小島集落センター
南三陸町	沖田地区集会所、町民バス林停留所

※令和 8 年 1 月 24 日実施

(ロ) 避難退域時検査場所

登米市登米総合体育館、大崎市鹿島台中央野球場

ハ 訓練内容

一時移転等する住民に対し、一時集合場所又は避難退域時検査場所において安定ヨウ素剤の緊急配布訓練を実施する。また、住民からの安定ヨウ素剤に関する薬学的相談対応を実施する。

(4) オンサイトからの汚染傷病者搬送訓練

※別日実施に向けて調整中

(5) 病院避難訓練（通信訓練）

※別日実施に向けて調整中

9 住民避難等訓練

(1) 目的

緊急時における適切な防護措置（屋内退避、避難）実施のため、EAL、OIL の基準に基づく屋内退避訓練及び避難訓練を実施する。実施に当たっては、防護措置に対する住民の意識高揚を図るとともに、避難所等の設置及び運営に係る防災関係機関の連携等、実施体制の確認、検証を行うとともに避難住民受入れ手順等の確認及び検証を行う。

なお、住民避難訓練については、実動組織等の他、輸送事業者と連携し、一連の避難手順を検証する。

(2) 参加機関

宮城県、関係市町、防災関係機関

(3) 訓練実施場所

関係 7 市町の一時集合場所、避難所 等

(4) 訓練内容

イ 屋内退避訓練

(イ) UPZ 内住民の屋内退避

全面緊急事態に至った後、国の指示に基づき UPZ 内住民の屋内退避を行う。関係 7 市町の全域にアプリ、緊急速報メールや SNS を活用した広報を実施し、自宅等への屋内退避を実施する。

(ロ) 保育所における幼児の保護者引き渡し

警戒事態に至った後、市町災害対策本部からの指示等に基づき、各保育所で実際の引き渡しを行うとともに、引き渡せなかった幼児数等を市町災害対策本部へ報告する（任意時期に実施）。

自治体名	学校名等
女川町	町立しおかぜ保育所、町立第四保育所

(ハ) 保育所、幼稚園、小学校、中学校等での児童の保護者引き渡し手順の確認

警戒事態に至った後、市町災害対策本部から市町教育委員会を経由し、防災無線等を通じて各学校等へ児童の保護者引き渡しを指示し、各学校等の職員が引き渡しまでの手順を確認する（任意時期に実施）。

自治体名	学校名等
石巻市	全市立学校、幼稚園、保育所
東松島市	

(ニ) 保育所、幼稚園、小学校、中学校等における屋内退避

全面緊急事態に至った後、国の指示に基づき、市町災害対策本部から指示された屋内退避を学校単位で行う（任意時期に実施）。

自治体名	学校名等
女川町	町立しおかぜ保育所、町立第四保育所、町立女川小学校、町立女川中学校
石巻市	全保育所、全幼稚園、全市立小中高等学校

(ホ) 放射線防護対策施設における屋内退避

施設敷地緊急事態に至った後、国からの要請に基づき、市町災害対策本部からの指示に基づき避難等を実施するが、避難等の実施により健康リスクが高まる者は、輸送等の避難態勢が整うまでの間、放射線防護対策施設への屋内退避を行う（任意時期に実施）。

自治体名	区域	放射線防護対策施設名
女川町	PAZ	旧女川第四小学校・女川第二中学校、 小屋取地区放射線防護対策施設
	準 PAZ	旧江島自然活動センター
	UPZ	女川町地域福祉センター
石巻市	準 PAZ	おしか清心苑
		牡鹿保健福祉センター
		石巻市立牡鹿病院
		田代島開発総合センター
		網地島開発総合センター
		網小医院

ロ 一時集合場所の設置及び運営

自家用車の避難又は一時移転の手段を持たない住民に対して行政が準備したバス等での避難又は一時移転を行うため、各市町の避難計画で定めた一時集合場所を開設し、住民の氏名等の確認、安定ヨウ素剤の緊急配布等を行う。

自治体名	設置場所	安定ヨウ素剤 緊急配布の実施
女川町	女川町役場	実施
石巻市	向陽地区コミュニティセンター※	実施
登米市	津山公民館、津山総合支所	実施
東松島市	矢本東小学校、大塩小学校	実施
涌谷町	短台集落センター、大谷地集落センター	実施
美里町	小島集落センター	実施
南三陸町	沖田地区集会所、町民バス林停留所	実施

※令和 8 年 1 月 24 日実施

ハ 避難所の設置及び運営

PAZ 内避難住民及び UPZ 内一時移転等住民を受け入れるため、下表に示す場所に避難所を設営する。

また、協力機関による放射線相談（住民の心のケア）等を実施する。

区域	自治体名	避難先施設名（自治体）
PAZ	石巻市	スコーレハウス〔岩出山文化会館〕（大崎市）
UPZ	女川町	けやき会館（栗原市）
	石巻市	スコーレハウス〔岩出山文化会館〕（大崎市） 中新田体育館※（加美町）
	登米市	中田農村環境改善センター（登米市）
	東松島市	茂庭台市民センター（仙台市太白区）
	涌谷町	涌谷中学校（涌谷町）
	美里町	農村環境改善センター（美里町）
	南三陸町	善王寺コミュニティセンター（登米市）等

※令和 8 年 1 月 24 日実施

二 避難訓練

(イ) 全面緊急事態における避難

市町名	対象地区	避難手段	避難先
石巻市	牡鹿	バス	スコーレハウス〔岩出山文化会館〕 (大崎市)

(ロ) 放射性物質放出後の OIL に基づく一時移転等

市町名	対象地区	避難手段	避難退域時 検査場所	避難先
女川町	女川南、西、 清水、上二	バス 自家用車	登米総合 体育館	けやき会館 (栗原市)
石巻市	雄勝	ヘリコプタ ー バス	鹿島台中央 野球場	スコーレハウス 〔岩出山文化会館〕 (大崎市)
石巻市 (令和 8 年 1 月 24 日実施分)	蛇田	バス	鹿島台中央 野球場	中新田体育館 (加美町)
登米市	津山	バス	登米総合 体育館	中田農村環境改善 センター
東松島市	矢本東 大塩	バス	鹿島台中央 野球場	茂庭台市民センタ ー(仙台市太白区)
涌谷町	短台 大谷地	バス 自家用車	(涌谷町河 川防災セン ター)	涌谷中学校
美里町	小島	バス 自家用車	鹿島台中央 野球場	農村環境改善セン ター
南三陸町	戸倉 林 大久保	バス 自家用車	(南三陸町 スポーツ交 流村)	善王寺コミュニテ ィセンター 等

※避難退域時検査場所の()内は通過及び車内からの確認のみ実施。

※本来、OIL に基づく一時移転は放射線量が一定以上の地域を特定して実施するため、すべての地区において同時に行われるものではないが、今回はそれぞれの地区における要素訓練として実施するもの。

(ハ) 避難等区域内住民の確認

各消防本部、消防団及び自衛隊による避難等区域内の住宅における住民の避難状況の確認のための巡回を行う。

(ニ) 社会福祉施設入所者の一時移転に係る手順の確認

県又は市町から UPZ 内社会福祉施設への原子力発電所での事故発生との連絡、受入れ調整及び一時移転に関する手順確認を行う。

(ホ) ドローンによる物資供給訓練

ドローンを活用した支援物資運搬に係るデモンストレーション飛行を行う。

10 交通対策等措置訓練

(1) 目的

概ね30km圏内の住民の円滑な避難の実現のため、宮城県警察による交通対策等の実務の習得を図る。

(2) 参加機関

宮城県警察本部

(3) 訓練実施場所

女川町、石巻市

(4) 訓練内容

イ 交通広報対策

原子力防災訓練中である旨、交通情報板等を活用した広報を実施する。

ロ 交通規制対策

避難車両の誘導、交通整理等を行うため、女川地域の緊急時対応に定められた避難誘導及び交通規制箇所に警察官を配置する。

11 原子力災害避難支援アプリ運用訓練

(1) 目的

アプリを活用した避難所通知、避難退域時検査場所における検査済証発行等を実施し、その手順を確認するとともに、避難住民の負担軽減、避難円滑化を図る。

(2) 参加機関

宮城県、関係市町

(3) 訓練実施場所

避難退域時検査場所、避難所等

(4) 訓練内容

イ 屋内退避の通知

全面緊急事態に至った後、国の指示に基づき UPZ 内住民の屋内退避を行う。関係 7 市町にアプリ、緊急速報メールや SNS を活用した広報を実施し、自宅等への屋内退避を実施する。

ロ 使用可能な避難所等の通知

避難開始時、向かうべき避難所や避難退域時検査場所について、避難者のスマートフォンへ通知する。また、参加者へのアプリ活用を促すことで、住民理解の醸成を図る。

ハ 避難退域時検査場所における円滑な検査の運営

安定ヨウ素剤に係る説明資料のプッシュ通知による送信、二次元コード読み込みによる、スマートフォンへ検査済証の表示等により、避難退域時検査場所運営の円滑化を図る。

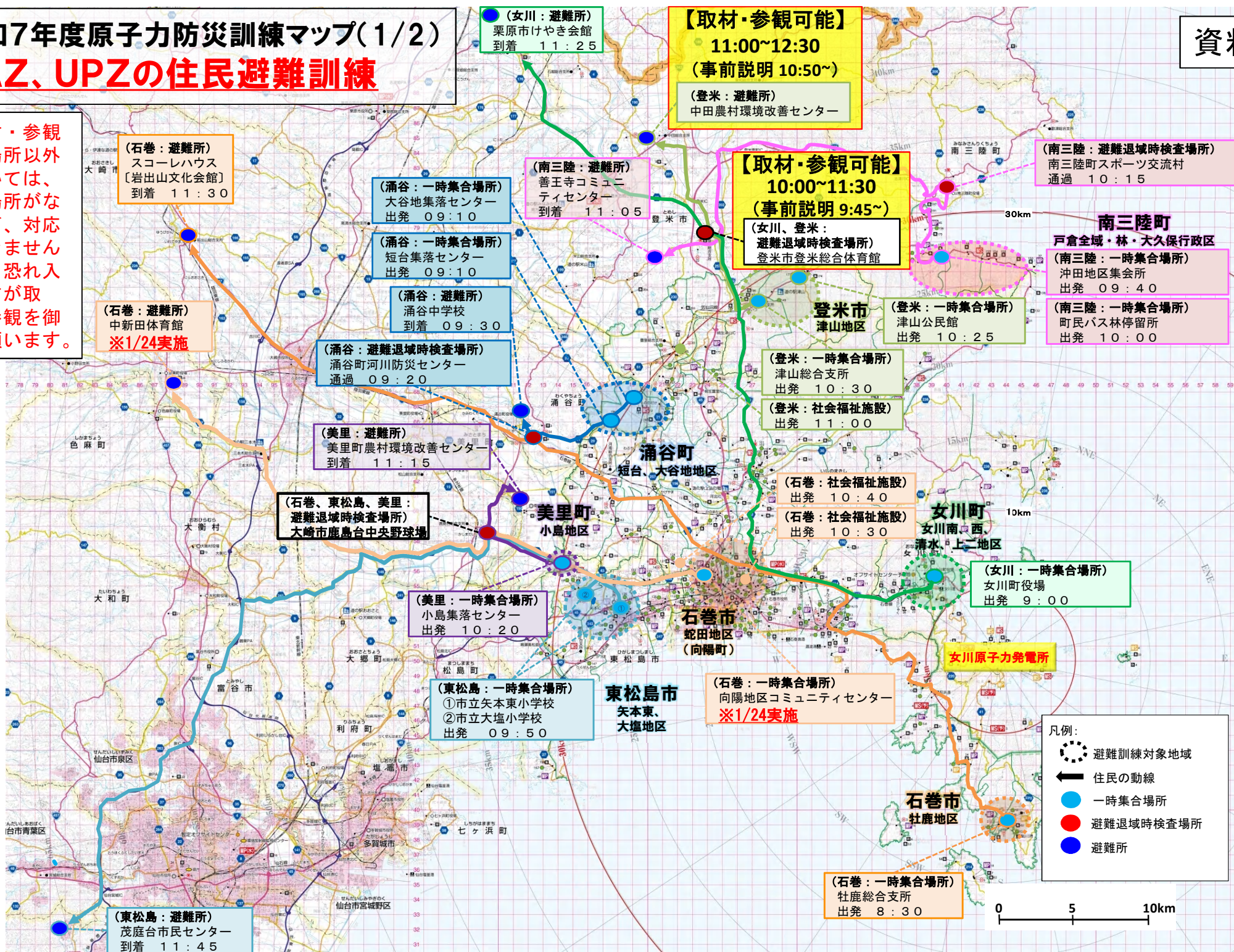
ニ 避難所におけるアプリを用いた受付及び避難者リスト作成

従来、所定の用紙等への氏名等の記載により実施していた避難所での受付について、避難所に掲示された二次元コードをアプリで読み取り、避難者情報を送信することにより、避難所受付の迅速化を図るとともに、正確な避難者リストの作成を行う。

令和7年度原子力防災訓練マップ(1/2) PAZ、UPZの住民避難訓練

資料 1

※取材・参観可能場所以外については、駐車場所がないなど、対応ができませんので、恐れ入りますが取材・参観を御遠慮願います。



令和7年度原子力防災訓練マップ(2/2)

空路避難・交通対策等措置訓練等

※取材・参観可能場所以外については、駐車場所がないなど、対応ができませんので、恐れ入りますが取材・参観を御遠慮願います。



令和7年度原子力防災訓練(住民避難等訓練ほか) 進行予定表

訓練項目⇒		住民避難等訓練											医療活動 訓練	避難支援 アプリ 運用訓練	広報訓練	交通対策等 措置訓練			
		女川町		石巻市			登米市	東松島市	涌谷町	美里町	南三陸町	社会福祉 施設					物資供給		
訓練時刻	事象状態	PAZ内全地域	女川南、西、清水、 上二地区 (UPZ)	牡鹿地区 (準PAZ)	離島 (準PAZ)	雄勝地区 (UPZ)	蛇田地区 (UPZ)	津山地区 (UPZ)	矢本東・大塩地区 (UPZ)	短台・大谷地地区 (UPZ)	小島地区 (UPZ)	戸倉・大久保・林地区 (UPZ)							
8:30	地震発生 原子炉自動停止 外部電源喪失						R8.1月実施									住民を対象とした 情報伝達を実施			
警 戒 事 態 (AL)																○各市町による広報 ・防災行政無線 ・広報車 ・漁業用無線 ・コミュニティFM ・緊急通報メール ・SNS ・原子力防災アプリ ○海保による広報 ・船舶による海上広報 事故発生			
	警戒段階 (AL)															住民を対象とした アプリによる 「屋内退避の通知」 等を適時実施 ※広報訓練と連動			
施 設 敷 地 緊 急 事 態 (SE)																			
8:45	施設敷地緊急事態 PAZ避難要請等	施設敷地緊急事態 (SE)	屋内退避開始 8:45 ↓ 放射線防護 対策施設	屋内退避準備	屋内退避開始 8:45 ↓ 放射線防護 対策施設 おしか清心苑 牡鹿保健福祉センター 牡鹿市立牡鹿病院	屋内退避開始 8:45 ↓ 放射線防護 対策施設 田代島開発総合センター 網地島開発総合センター 網小医院	屋内退避準備	屋内退避準備	屋内退避準備	屋内退避準備	屋内退避準備	屋内退避準備				要避難者避難			
全 面 緊 急 事 態 (GE)																			
8:55	原子力緊急事態宣言 PAZ避難指示 UPZ屋内退避指示	全面緊急事態 (GE)	屋内退避	避難開始 8:00 ↓ 【一時集合場所】 牡鹿総合支所 8:15 ↓ 8:30 ↓ 【避難所】 スコーレハウス 〔岩出山文化会館〕 11:30 ↓ 12:00	屋内退避	屋内退避	屋内退避	屋内退避	屋内退避	屋内退避	屋内退避	屋内退避				緊急事態 PAZ・準PAZ避難 UPZ屋内退避	交通対策開始 9:00 ↓ マルチ情報板 による広報 国道45線より線 小型文字情報板 による広報 牧山道路東西方向 信号脇 警察官による 交通誘導 河南総合支所付近		
U P Z 一 部 地 域 の O I L 2 超 過																			
9:15	一時移転指示	の U P Z 一 部 地 域 超 過	一時移転開始 8:15 ↓ 【一時集合場所】 女川町役場 8:30 ↓ 9:00 ↓ 【避難退域時検査場所】 登米総合体育館 10:00 ↓ 10:40 ↓ 【避難所】 栗原市けやき会館 11:25 ↓ 13:00	一時移転開始 8:45 ↓ 【一時集合場所】 雄勝ヘリポート 旧大須小 9:15 ↓ 9:30 ↓ 河南西中学校 9:40 ↓ 【避難退域時検査場所】 鹿島台中央野球場 10:10 ↓ 【避難所】 スコーレハウス 〔岩出山文化会館〕 11:30 ↓ 12:00	一時移転開始 9:00 ↓ 【一時集合場所】 向陽地区 コミュニティセンター 9:15 ↓ 9:45 ↓ 【避難退域時検査場所】 鹿島台中央野球場 10:30 ↓ 【避難所】 中新田体育館 11:30 ↓ 12:00	一時移転開始 10:00 ↓ 【一時集合場所】 津山公民館 10:25 ↓ 10:30 ↓ 【一時集合場所】 津山総合支所 10:30 ↓ 10:45 ↓ 【避難退域時検査場所】 登米総合体育館 11:05 ↓ 11:20 ↓ 【避難所】 中田農村環境 改善センター 12:40	一時移転開始 10:30 ↓ 【一時集合場所】 矢本東小学校 大塩小学校 9:50 ↓ 10:10 ↓ 【避難退域時検査場所】 鹿島台中央野球場 10:15 ↓ 【避難所】 茂庭台市民センター 12:30	一時移転開始 9:20 ↓ 【一時集合場所】 短台集落センター 大谷地集落センター 9:30 ↓ 9:50 ↓ 【避難退域時検査場所】 河川防災センター 9:20 ↓ 9:30 ↓ 【避難所】 涌谷中学校 12:00	一時移転開始 9:30 ↓ 【一時集合場所】 小島集落センター 10:10 ↓ 10:20 ↓ 【避難退域時検査場所】 鹿島台中央野球場 11:00 ↓ 11:15 ↓ 【避難所】 美里町農村環境 改善センター 12:00	一時移転開始 9:10 ↓ 【一時集合場所】 沖田地区集会所 9:40 ↓ 9:50 ↓ 【一時集合場所】 町民バス林停留所 10:00 ↓ 10:10 ↓ 【避難退域時検査場所】 南三陸町 スポーツ交流村 10:15 ↓ 11:05 ↓ 【避難所】 善王寺 コミュニティセンター 11:25	一時移転開始 10:30 ↓ 一時移転開始 11:00 ↓ 【避難退域時検査場所】 鹿島台中央野球場 11:1 ↓ 11:20 ↓ 【避難退域時検査場所】 登米総合体育館 12:25 ↓ 大崎市 12:30 ↓ 登米市 12:10	避難退域時検査場所 登米総合体育館 鹿島台中央野球場 ○車両検査・簡易除染 ○住民検査・簡易除染 (登米総合体育館のみ) ○汚染傷病者の搬送 (登米総合体育館のみ) ○ヨウ素剤の緊急配布 12:30 ドローンによる 物資輸送訓練 中田農村 環境改善センター	避難退域時検査場所 登米総合体育館 鹿島台中央野球場 ○アプリで検査済証発行 ※登米総合体育館のみ公開 各避難所 (一部町除く) ○アプリによる受付 ○避難者リスト作成 ※中田農村環境 改善センターのみ公開	OIL2超過地域 一時移転					
訓 練 終 了																午前中	午前中	午前中	午前中

：報道対応ありの訓練会場

想定日時		区分	主な事象	備考
11月10日	16:00	(AL) 警戒事態	【想定】宮城県沖を震源とする地震発生	最大震度6強
	16:03		【想定】宮城県に大津波警報	
	18:00		【想定】女川原発2号機 警戒事態該当	原子炉給水機能の喪失
	↓		【想定】PAZ住民（SE要避難者）避難に係る調整	
	20:00	(SE) 施設敷地緊急事態	【想定】女川原発2号機 原災法第10条事象認定	残留熱除去機能の喪失
11月11日	6:00		【想定】津波注意報解除	
	9:00		訓練開始<11月11日_9:00>	
	↓		PAZ住民避難に係る調整	
	10:30	(GE) 全面緊急事態	女川原発2号機 原災法第15条事象発生	原子炉注水機能の喪失
	10:35		全面緊急事態の認定	
	10:40		PAZ住民避難・UPZ住民屋内退避指示	
	11:00		原子力災害合同対策協議会・全体会議	オフサイトセンター⇔7市町
	11:30		宮城県災害対策本部会議	県庁⇔オフサイトセンター
	15:00		【スキップ】女川原発2号機 炉心損傷	
11月13日	10:00	(OIL2) 全面緊急事態	【スキップ】女川原発2号機 格納容器フィルタベント実施	放射性物質の放出
11月14日	13:00		【スキップ】OIL2該当地区の特定	対象：石巻市雄勝地区
	↓		UPZ住民の一時移転に係る調整	
	15:00		原子力災害合同対策協議会・全体会議	オフサイトセンター
	15:30		訓練終了<11月11日_15:30>	

※訓練タイムラインのうち主なものを抜粋して記載しています。
※12:00～13:00は休憩時間となります。訓練再開時は<11月14日13:00>に72時間スキップする想定としています。
※訓練では、避難を必要とする事故を設定するために、通常では考えにくい原因により次々と装置が故障するといった内容を想定しています。

令和 7 年度原子力防災訓練の中止判断基準について

原子力防災訓練の前日又は当日において、以下の事項に該当し、主催者が訓練実施を困難と判断した場合は、訓練の全部又は一部を中止する。

中止の判断を行う時刻は、前日の 17 時までとし、以降、同事項に該当した場合は、その時点で判断を行う。

- 1 別表 1 に示す自然現象が発生したとき。
- 2 別表 2 に示す危機管理事案が発生したとき。
- 3 女川原子力発電所で事故が発生したとき。
- 4 その他の災害等の事象又は訓練参加者の安全を確保することが難しい事象が発生したとき。

これらの事項が発生した場合は、事前に登録された電話、ファクシミリ又はメール等にて訓練の中止を連絡する。

令和 7 年度原子力防災訓練の中止判断基準（別表）

別表 1

区分		協議日	訓練実施市町村内	宮城県内
自然現象	気象	前日	気象台の当日予報において、大雨、暴風、大雪等の警報・特別警報発表の可能性がある場合（緊急消防援助隊の出動要請がある場合）	
		当日	訓練時間中に大雨警報等の予報有	大雨警報等発表
	地震	前日	震度 4 以上が発生	
		当日		
	津波	前日	津波注意報以上が発生	
		当日		

別表 2

区分		協議日	訓練実施市町村内	宮城県内
危機管理事案	ミサイル対応	前日	県内に Jアラートが発出された場合	
		当日		
	核実験	前日	周辺国における核実験の実施により、モニタリング強化が必要とされた場合 ※モニタリング結果に異常がなければ、訓練実施を追求	
		当日		